

三重県主要農作物種子事業実施要綱

令和2年8月3日農林水第17-245号
一部改正：令和3年3月11日農林水第17-558号
一部改正：令和6年3月28日農林水第17-497号

第1 趣 旨

三重県主要農作物種子事業は、三重県内における主要農作物（稲、麦類（大麦、はだか麦、小麦）及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産を促進することで必要な種子を確保し、もって生産性の向上及び品質の改善による県産主要農作物の価値向上を図ることを目的とし、その実施は、種苗法（平成10年法律第83号）、種苗法施行令（平成10年政令第368号）、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）、指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。）、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）及び三重県主要農作物種子条例（令和2年三重県条例第43号）に定めることのほか、この要綱の定めるところによる。

第2 対象となる品種

- 1 本要綱の対象となる品種は、県が定める奨励品種又は奨励品種への採用を予定している品種とする。
- 2 奨励品種の決定については、別に定めるところによる。

第3 県採種計画の策定

県は、主に県内の農業者への提供を目的に県内で生産する種子について、指定種子団体からの主要農作物種子の需給見通しの報告を踏まえ、毎年度、稲は1月15日、麦類は8月15日、大豆は5月15日までに様式第1号により、県採種計画を策定することとする。

第4 原種及び原原種の生産

- 1 県は、主要農作物の優良な種子の生産を行うため、自ら奨励品種の原種及び原原種の生産を行うことに加え、必要に応じて県以外の者に原種及び原原種の生産を委託し、原種及び原原種の安定的な生産及び供給の確保を行うものとする。なお、県が原種及び原原種の生産を委託する場合、原種及び原原種の生産には特段の配慮が必要であることから、県が別に定めるところにより、委託する。
- 2 生産された原種及び原原種の供給は、指定種子団体が県採種計画に基づ

き行うこととする。

第5 種子の生産

- 1 種子を生産するほ場については、生産等基準に定められた基準を満たすこととする。
- 2 指定種子団体は、種子生産関係団体等と連携し、県採種計画で定めた量の種子を供給できる指定種子生産ほ場の面積を確保するよう努めることとする。

第6 指定種子生産ほ場等の指定

- 1 県採種計画に基づいた種子生産を行い、指定種子生産ほ場の指定を受けようとする者は、作付けを開始する前に、様式第2号によりその者の所在地を所管する農林水産（農政・農林）事務所に、指定種子生産ほ場の指定について申請するものとする。
また、指定原種ほ又は指定原原種ほの指定を受けようとする者は、作付けを開始する前に、様式第2号により農業研究所長に、指定原種ほ又は指定原原種ほの指定について申請することとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、種子生産関係団体等は、様式第3号により指定種子生産ほ場又は指定原種ほ若しくは指定原原種ほ（以下「指定種子生産ほ場等」という。）の指定を受けようとする者を代理して、それらの指定について申請できるものとする。
- 3 農林水産（農政・農林）事務所長又は農業研究所長は、第1項の規定による申請に係るほ場を指定したとき、又は指定しないこととしたときは、様式第4号により、申請者に通知する。
- 4 農林水産（農政・農林）事務所長又は農業研究所長は、第2項の規定による申請に係るほ場を指定したとき、又は指定しないこととしたときは、様式第4号により指定種子生産ほ場等の指定を受けようとする者を代理して申請を行った種子生産関係団体等（以下「代理人」という。）に通知するものとする。その場合には、当該代理人は、当該指定を受けようとする者に対して、この項の規定による通知の内容を伝達することとする。
- 5 指定種子生産ほ場等の指定を受けた生産者（以下「指定種子生産者」という。）は、速やかに当該指定種子生産ほ場等に様式第5号による標札を提示するものとする。
- 6 農林水産（農政・農林）事務所長又は農業研究所長は、第1項又は第2項の規定による申請に係るほ場を指定したときは、速やかにその結果を様式第6号により農林水産部長宛て報告するものとする。

第7 ほ場審査及び生産物審査

- 1 指定種子生産者は、その指定種子生産ほ場等において、ほ場審査を受けるものとする。

- 2 指定種子生産者は、ほ場審査を受け、審査証明書の交付を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の生産物審査を受けるものとする。
- 3 ほ場審査及び生産物審査（以下「審査」という。）は、別に定める審査に係る要領に基づき行うものとする。
- 4 原則、指定種子生産者は審査に立ち会い、審査員の指示に従うものとする。
- 5 指定種子生産者は、審査員からほ場審査において指示を受けたときは、適切な措置を講じることとする。

第8 種子の生産に係る支援

県及び指定種子団体は、連携し、種子生産者及び種子生産関係団体等を対象とする研修会を開催し、種子生産技術の向上を図るとともに、必要に応じて、種子生産者に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日付け農林水第17-558号）

- 1 この改正は、令和3年3月11日から施行する。

附 則（令和6年3月28日付け農林水第17-497号）

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

第 号
年 月 日

〇〇 〇〇

三重県農林水産部長

年産稲（麦類、大豆）の県採種計画について

このことについて、別添のとおり県採種計画を策定しましたので通知します。

事務担当

〇〇〇〇

□□

TEL

FAX

様式第2号

年産稲（麦類、大豆）指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）
指定申請書兼審査申請書

年 月 日

〇〇農林水産（農政・農林）事務所長

宛て

農業研究所長

住所

連絡先

申請者 氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）の指定を受けたいので、三重県主要農作物種子事業実施要綱（令和2年8月3日付け農林水第17-245号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第6の1の規定により申請します。

なお、指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）の指定を受けたほ場については、要綱第7の1及び2の規定により、ほ場審査及び生産物審査を依頼します。

記

1 申請者による事前確認事項（レ点を記入）

- 前作の収穫後一年以上経過した後に栽培を開始している、又は前作で生じた異種等種子がほ場に残存しないための措置を講じている。
- 隣接して同じ農作物を生産するほ場があるが、畦畔、障害物等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されている、又は交雑を防止するためのその他の措置を講じている。

2 指定を受けようとするほ場の所在地、面積、当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類名【稲、麦類（大麦、はだか麦、小麦）、大豆】及び品種名

番号	所在地	ほ場の面積 (a)	種子の種類名	同左品種名	備考

備考

- (1) 1の措置を講じたことが確認できる資料及び地図等を添付し、事前確認事項にレ点を記入すること。
- (2) 品種の純度が高い優良な原種及び原原種を使用したことが確認できる書類を添付すること。
- (3) 2に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。
- (4) 本様式による依頼に代えて、電子的方法、磁気的方法又はその他の方法により、本様式の記載事項を記録したディスク又はその他これに準ずる物による依頼を行っても差し支えない。

様式第3号

年産稲（麦類、大豆）指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）
指定申請書兼審査申請書

年 月 日

〇〇農林水産（農政・農林）事務所長

宛て

農業研究所長

住所

連絡先

代理申請者 氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）の指定を受けたいので、三重県主要農作物種子事業実施要綱（令和2年8月3日付け農林水第17-245号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第6の2の規定により申請します。

なお、指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）の指定を受けたほ場については、要綱第7の1及び2の規定により、ほ場審査及び生産物審査を依頼します。

記

1 代理申請者による事前確認事項（レ点を記入）

- 前作の収穫後一年以上経過した後に栽培を開始している、又は前作で生じた異種等種子がほ場に残存しないための措置を講じている。
- 隣接して同じ農作物を生産するほ場があるが、畦畔、障害物等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されている、又は交雑を防止するためのその他の措置を講じている。

2 指定を受けようとする生産者名、ほ場の所在地、面積、当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類名【稲、麦類(大麦、はだか麦、小麦)、大豆】及び品種名

番号	生産者氏名	所在地	ほ場の面積 (a)	種子の種類名	同左品種名	備考

備考

- (1) 代理申請者は代理申請するすべてのほ場について、1の措置を講じたことが確認できる資料及び地図等を添付し、事前確認事項にレ点を記入すること。
- (2) 品種の純度が高い優良な原種及び原原種を使用したことが確認できる書類を添付すること。
- (3) 2に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。
- (4) 本様式による依頼に代えて、電子的方法、磁気的方法又はその他の方法により、本様式の記載事項を記録したディスク又はその他これに準ずる物による依頼を行っても差し支えない。

様式第4号の1

年 月 日

申請者
代理申請者 様

農林水産(農政・農林)事務所長
農業研究所長

年産稲(麦類、大豆)指定種子生産ほ場(指定原種ほ、指定原原種ほ)指定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記のは場について、三重県主要農作物種子条例(令和2年三重県条例第43号)第12条及び三重県主要農作物種子事業実施要綱(令和2年8月3日付け農林水第17-245号農林水産部長通知)第6の3(4)の規定により、指定種子生産ほ場(指定原種ほ、指定原原種ほ)として指定したので通知します。

記

番号	所在地	ほ場の面積 (a)	種子の種類名	同左品種名	備考

事務担当

〇〇〇〇

□□

TEL

FAX

様式第4号の2

年 月 日

申請者 様
代理申請者

農林水産(農政・農林)事務所長
農業研究所長

年産稲(麦類、大豆)指定種子生産ほ場(指定原種ほ、指定原原種ほ)指定申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありましたが、下記については、不適と判断しましたので申請を却下します。

記

番号	所在地	ほ場の面積 (a)	種子の種類名	同左品種名	備考

事務担当

〇〇〇〇

□□

TEL

FAX

様式第5号

三重県指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）	
ほ場番号	第号
ほ場所在地	市町 字 番地
ほ場面積	a
種類	
品 種 名	
種子生産者名	
審査機関	農業改良普及センター

1.2
メ
ー
ト
ル
以
上

様式第6号

年 月 日

農林水産部長 宛て

農林水産(農政・農林)事務所長
農業研究所長

年産稲(麦類、大豆)指定種子生産ほ場(指定原種ほ、指定原原種ほ)の指定について

このことについて、三重県主要農作物種子事業実施要綱(令和2年8月3日付け農林水第17-245号農林水産部長通知)第6の6の規定により、下記のは場を、指定種子生産ほ場(指定原種ほ、指定原原種ほ)に指定しましたので報告します。

記

番号	生産者名	所在地	ほ場の面積 (a)	種子の種類名	同左品種名	備考

事務担当

〇〇〇〇

□□

TEL

FAX